

## 第 7 回 碧南市 景色づくり委員会 議事録

- ◆日時：平成 24 年 2 月 29 日（水）
- ◆時間：午後 13 時 30 分から 15 時 10 分まで
- ◆場所：碧南市役所 2 階会議室 3

| 番号                  | 役 職                                                 | 所属団体・職                             | 氏名         | 分 野            |
|---------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------|------------|----------------|
| 1                   | 委員長                                                 | 愛知県立芸術大学<br>デザイン専攻・美術学部 准教授        | 水津功氏       | 学識経験<br>(デザイン) |
| 2                   | 副委員長                                                | 名古屋大学院<br>環境学研究科都市環境学専攻准教授         | 村山顕人氏      | 学識経験<br>(都市計画) |
| 3                   | 委 員                                                 | 名古屋大学大学院<br>環境学研究科都市環境学専攻教授        | 清水裕之氏（欠席）  | 学識経験<br>(建築)   |
| 4                   | 委 員                                                 | 碧南商工会議所                            | 磯貝忠通氏（欠席）  | 商業             |
| 5                   | 委 員                                                 | あいち中央農業協同組合 営農部<br>副部長 兼 碧南営農センター長 | 小笠原勝人氏     | 農業             |
| 6                   | 委 員                                                 | (社) 愛知建築士会碧南支部 支部長                 | 杉浦学氏       | 建築             |
| 7                   | 委 員                                                 |                                    | 石川治氏       | 公募市民           |
| 8                   | 委 員                                                 |                                    | 古久根枝理氏（欠席） | 公募市民           |
| 9                   | 委 員                                                 |                                    | 清澤トキ氏（欠席）  | 公募市民           |
| 10                  | 委 員                                                 |                                    | 藤岡旭氏       | 公募市民           |
| 11                  | 委 員                                                 |                                    | 竹原幸子氏      | 公募市民           |
| 12                  | 委 員                                                 |                                    | 鳥居正樹氏      | 公募市民           |
| 13                  | 委 員                                                 |                                    | 小笠原寛氏（欠席）  | 公募市民           |
| 1                   | 顧 問                                                 | 愛知県建設部公園緑地課 課長(代理)                 | 桜井種生氏      | 関係機関           |
| 2                   | 顧 問                                                 | 愛知県建設部都市計画課 課長(代理)                 | 市石誠氏       | 関係機関           |
| 3                   |                                                     | 愛知県建設部都市計画課                        | 富田昌樹氏      | 関係機関           |
| 4                   | 顧 問                                                 | 愛知県知立建設事務所 総務課 企画調整監               | 余語正義氏（欠席）  | 関係機関           |
| （出席者 13 名の内、委員 8 名） |                                                     |                                    |            |                |
| 事務局                 | 建設部<br>建設部 都市計画課<br>〃<br>〃<br>〃<br>〃<br>〃<br>〃<br>〃 | 部長                                 | 稲垣生夫       |                |
|                     |                                                     | 課長                                 | 小笠原盛明      |                |
|                     |                                                     | 主幹                                 | 志賀雅樹       |                |
|                     |                                                     | 課長補佐                               | 太田貞夫       |                |
|                     |                                                     | 課長補佐                               | 亀島弘樹       |                |
|                     |                                                     | 担当係長                               | 亀島政司       |                |
|                     |                                                     | 担当係長                               | 長谷川和幸      |                |
|                     |                                                     | 主査                                 | 金田雪雄       |                |
|                     | 昭和株式会社                                              |                                    | 白崎益恵       |                |
|                     |                                                     |                                    | 早川和菜       |                |

◆内容：

1. あいさつ

建設部長より開会のあいさつを行った。

2. 議題

(1) 第6回景色づくり委員会で出された主な意見について

事務局より、第6回景色づくり委員会で出された意見の対応として資料1の説明を行った。質疑応答は、以下のとおりである。

【質疑応答】

副委員長) 来年度も景色づくり委員会は、開催するのか。

委員長) 委員会開催の回数と時期は、どのくらいであるか。

事務局) 回数は、最低でも2～3回を予定しており、詳細については、今後先生方と回数や開催時期などを相談させていただきたい。

(2) 景観計画(素案)の修正事項について

事務局より、資料3「地域区分の精査結果」について補足資料と併せて説明を行った。質疑応答は、以下のとおりである。

【質疑応答】

委員長) どのように変更したのか。

事務局) 古地図や現在の標高情報を、再度詳細に確認した。

委員長) 臨海部にあった近代開拓ゾーンは、なぜなくなったのか。

事務局) 現在の土地利用とも整合を図って、修正をした。

委員長) 景観計画を運用していく上でも変更が必要になってくるため、詳細に見直しを行ったということである。

### (3) 景観計画（素案）について

事務局より、資料2について補足資料と併せて説明を行った。質疑応答は以下のとおりである。

#### 【質疑応答】

**A 委員）** 補足資料の6ページの「■碧南市における景観重要公共施設について」の中に、大浜街道は記載されているのか。ここは中途半端に拡張して問題になっていると思う。

**事務局）** 補足資料には記載されていないが、資料2の79ページの(3)指定の候補の道路で、都市計画道路 名古屋碧南線が、この大浜街道に該当する。

**A 委員）** 補足資料の6ページにケース1、ケース2とあるが、このケースとは何か。

**事務局）** ここで示しているケースとは、補足資料の5ページにあるように、ケース1が「公共施設が良好な景色の構成となっている場合」、ケース2が「公共施設の設備に伴って良好な景色を保全活用創出する場合」を示している。現在事業が実施されている、油ヶ淵水辺公園やリフレッシュ道路が新しく創設されるため、この場合はケース2の施設整備によって良好な景色をつくることに該当する。

**B 委員）** 直接は関係ないが、矢作川河口のおそらく右岸に、葦原を植える、移植する運動があると耳にしたが、行政は何か知っているか。

**事務局）** 矢作川の河川敷、洪水敷の有効利用の中で、葦原の復元という話が出ているが、具体的な動きは把握できていない。  
全体的な構想としてはあるようだが、事業として具体化はしていない。

**B 委員）** 矢作川のような1級河川となると、国土交通省の管轄になるため、私達碧南市が意見を言う機会はないのか。

**委員長）** この取組の目的は何か。

**事務局)** 1 番の目的は、碧南市側の洪水敷は幅が狭く、有効的な利用が図れない中で北から南まで歩けるような遊歩道を整備しようということを、周辺整備をどのようにしていくかという部分も含めて実施したいということである。また、修景や自然復元的な部分もある。

**B 委員)** 生態系を活性化する意味も相当含まれるのではないか。

**事務局)** ゾーンによって色々な整備の考え方を持っており、その中で河口部についての話である。

**B 委員)** しっかりとまだ把握されてないというか。そのような計画があると、例えば、河川敷について私たちが景色づくりについて規制や条例の対象にしようとした場合にバッティングすると思う。コンクリートのものを創るのではないため、良い方向に向かってやるものと思うのだが、最近耳にして確認したかった。

**委員長)** 国の事業であるが、地元として意見をいうことは問題ないのではないかと思う。

**事務局)** 洪水敷の利用計画については、碧南市で作成しているため、当然それを実現するにあたっては、国と調整するため全く話が通らない訳ではないと思う。

**副委員長)** 資料 2 の 76、77 ページの (3) に建造物や樹木の保全・活用の考え方や、補足資料の 1 ページに指定に伴う効力が詳しく記載されている。景観重要建造物あるいは樹木に指定されてしまうと、その持ち主は勝手に取り壊したり手を加えたり出来なくなるし、適切な管理が義務づけられるため、使用者にとっては自由度を奪うことになる。こうしたデメリットや不自由になる部分がある一方で、メリットはあるのかと言った際に、税の優遇や損失の補償があり、これを景観計画の中に盛り込むべきかどうかという検討の必要はある。今の計画書の内容だけを見ると負担ばかり増えて敬遠されてしまうと思う。一方で、

補償する仕組みをつくるかという問題もあるため、安易に記載することは難しいと思うが、碧南市としてどこまで書き込むか、どこまでやっていくという点はどうなのか。

**事務局）** 当然指定したものについては、公共の利益のためのものであるため、ある程度の助成などを考えていく必要があるが、現時点でそこまでの検討が図られていない中で、今回は方針的な内容を示すに留まっている。先ほど説明した市の文化財指定の中の一部では、助成を行っているものもあり、それらとの整合性を図っていくという課題もあるため、実際にはこれを運用していく段階で、もう一つステップを踏んで条例を詰めることや助成の考え方を明確にすることが必要になってくると思う。そのため、現在の示し方は、このような形にならざるを得ないと思う。

**副委員長）** 具体的な内容はこれから詰めていくとして、何らかの支援などを検討するということを書いてもよいかなと思う。

**委員長）** これが1番悩ましい問題である。所有者は、景観重要建造物や樹木に指定されると、義務が発生してくるため、指定してほしくないという気持ちにもなるかもしれない。そのため、指定される建物などによって得られる公益的な利益として明確になり、市民の共通の認識となれば、指定されることに違和感がなくなり、何か事業等があった際にもせめてこれだけは残してほしいということになると思う。しかし、公益的な利益や市民の共通の認識になるための環境自体が未完成な状態であり、残すことによる利益がはっきり示されていない途中段階では、行政がフォローしていかないといけない。最終的にはフォローなしで進んでいくことがよいと思うが、考えるための環境がない段階では難しいと思う。

**副委員長）** 景観重要建造物や樹木に民間の建物、樹木を指定することは、持ち主と交渉して指定しなければならないため、それなりに難しく時間がかかる。公共施設などの行政が持っているものだと、所有者＝景観行政団体であるため、比較的簡単に、市がその気になれば指定できる。他の自治体の景観計画では、先行して公共施設などをそれなりに趣旨にあったものを指定する方向で計画に

書き込んでいる所もあるが、碧南市でも公共で持っている建造物、樹木として指定出来そうなものがあれば盛り込んでもいいのかなと思う。

**事務局）**旧商工会議者をリフォームした現代美術館や旧大浜警察署などが整備されているため、個々としてはそれらを考えていってもよいのかと思う。

**委員長）**昔の、特に公共施設などが社会資本としての意識が高かった時代に、文化とともに輸入してきて外観もそれなりのものが多く建てられていた。戦後は、同じようなものになってしまっていると思う。率先して景色をつくる一つの大きなチャンスだということであれば、新たに建てられる公共施設もしっかりとしたものになり、また今後の方針にもなると思う。

**副委員長）**こういうものが指定されるという例として分かるため、是非書きこんでいただきたい。今すぐ指定するということではなく、かなり優先度が高いものとして例示するということが考えられる。

**A 委員）**建造物では、大浜港のそばにある昔の警察署は、保存のため一度補強されたが、指定される候補に入るのか。中を鉄骨で補強したため、中は使用出来ないが、外から見た雰囲気は非常にきれいになっていて、歴史的な建物として考えられる。外は昔のままで良い外観として残っているが、ただ手を加えているということは問題になるのか。

**副委員長）**歴史的なものとして指定するためには、建造物の中を随分改変していると指定は難しいが、景観の場合は、その辺りの考え方が緩く、景観上貢献していると認めるならば景観重要建造物として指定してもいいと思う。

**事務局）**碧南市では、例えば碧南市民遺産などの中では、旧大浜警察署や西方寺の太鼓堂などが挙げられており、最初の段階でどこかで率先して指定していくことはあるのかと思う。

**A 委員）**市民にもっと関心を持ってもらうための作戦の中で、キャッチを利用することがある。私は、興味があったため名鉄廃線跡地の写真をキャッチに出

した。市から働きかけキャッチに放送することで市民が見れば、もっと関心を持ってもらえ、もう一歩進めると思う。西尾市では部分的に名鉄との話があったと聞いた。カメラマンが来て昆虫の写真ということで、1 か月撮影したが、トンボを撮影している仲間などから反響が大きかった。市としてキャッチを利用して、PR することも一つの手だと思う。お金もかからない。

**C 委員)** 名鉄の廃線跡地は市として買い上げるのか。

**事務局)** 土地は買い上げる方向で、名鉄と調整を進めている。

**副委員長)** 79 ページに都市公園に名鉄廃線跡と示してあるため、そのような動きを見据えているということだと思う。

**A 委員)** 棚尾地区では地元の住民の方が、結構手を入れて花を植えている場所もある。

**事務局)** 棚尾地区のまちづくり事業の中で、平成 25 年度から事業化を目指す中では、用地取得の動きがある。また、都市計画決定の動きもある。

**C 委員)** 補足資料の 7 ページの農地の関係で一つお聞きしたい。今回景観計画の選択事項の中で、景観農業振興地域整備計画の方針を示すことは、対象ではないということであるが、今後の農業について考えると、例えば耕作放棄地等が今後増えてくるのではないかと思う。景観法を今後何年かごとに見直すということがあればその中で選択していただける可能性もあるが、見直しのタイミングは決まったものがあるのか。

**事務局)** 今のところ平成 34 年をまずは目標にしており、その時には見直しのタイミングができる。また、それ以前にも見直しの必要が生じた場合には見直す事ができる形にはしているため、必要に応じて見直すことにしている。

**C 委員)** なんらかのタイミングで選択事項も変えてもらえるということも考えていただきたい。

**A 委員）** 碧南市は、基本的に元々は農業のまちであり、そこに自動車の関係の会社が進出してきて、今ではエンジンが全国的にも有名である。あと、市が管理しているあおいパークは、何もなかった沼地を市が買い上げて、半田市からもお客さんが来ている。

**委員長）** 補足資料 7 ページの他都市の状況で、鈴鹿市で必要に応じて策定することを検討するとあったが、どのような状況であったかを教えていただきたい。

**副委員長）** 数年前の話で今資料を持っていないが、鈴鹿市も碧南市と同様に市内の景観特性に応じて類型をした。その中に農地系の類型がいくつかあり、茶畑やサツキ畑等は非常に重要で、特徴的な景観で今後とも大事にしなければならないという話になった。ちょうど農業系の方が委員にいて、耕作放棄地のことをすごく心配されてこういう仕組みがあるならば、今すぐに使うということではないけど、将来的に何か手立てにするために、状況に応じて使用しようということで、この計画を入れましょうということになった。そのため、必要に応じて策定することが計画書に記載してある。施行されて 1 年 3 カ月くらいたつが、実際には実施されていないが可能性を残しておくために記載してある。実は鈴鹿山脈の手前の所に新名神の高速道路の高架が通る話があり、景観に非常にインパクトを与えるため、国が中心にやる事業であるが、計画のプロセスの中で鈴鹿市から意見を言う場面は何回かあるため、そのようなところでしっかりと景観の観点から意見を言いましょうと、意識して示している。

**委員長）** 先ほどの矢作川の事業の話と繋がるところがある。

**D 委員）** 景色づくりの中でずっと疑問に思っていて、特に学識経験者の先生方にお聞きしたい。ヨーロッパには世界遺産とされているまちなみが沢山あり、長い年月をかけて非常に美しいまちなみができている。今我々がやろうとしていることは規制をかける計画を策定することだが、当時 1 世紀、2 世紀、3 世紀前の人達は、まちづくりをする時にその様な規範やルールを持っていたか、そのようなところになったのか、そうではないのか、いつも疑問に思っている。その様な事例がたくさんあり、非常にきれいなまちなみで、ドイツのロマンチック街道など



の様に統一された建物が立ち並んでいる。何も規制をかけずにきれいなまちなみができたのかなと想像している。その辺でどのようにしてまちづくりをして、どのような形でまちづくりが行われたのか、なにか歴史的経緯があるのか。何か大きな動きがあったから出来たとすれば、我々がつくる碧南市のような小さな市の計画を策定する際にも、何か応用できるものがあれば取り入れたらよいと思うが、よく分からない。

**副委員長）** 場所によっては当時の権力者が通り全体、地区全体を自分の権力でもって力に任せて設計したということもあり、それは一人が行うため同じまちなみになる。また当時は材料等が今より限られているため、職人の仕事にも今よりバリエーションがないため、結果的にかなり統一されたまちなみが出来てきたのだと思う。ただヨーロッパ全体がきれいなまちなみかというと、ちょっと裏に行くとそうでもない所も沢山ある。日本の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている歴史的まちなみのように特殊な場所と同じなのかなと思う。1世紀、2世紀前に創られたものが現在も残っているというのは、価値をみんなで共有して、必要以上に建て替えをしないことなどがあったと思う。

**A 委員）** 名古屋市は戦後 100m 道路の計画があり、当時の助役の方が権力を用いて計画を実行し成功したということもある。

**副委員長）** 名古屋市は、道路と公園はうまく作ったが、建物のコントロールは何もやっていないため、実際建物のまちなみとしてはそれほどよいものが残らなかった。ある程度の力とタイミングが必要である。昔の街で、大火事になって復興しようとした時に、木造ではなく土蔵造りの重厚な建物にしようという方針でみんな発想を揃えていたという話もあるため、何かきっかけがあると思う。

**委員長）** 過去の歴史では、権力の大英断で出来ることもあるが、誰も設計者がいない、誰も計画していないまちでよいなと思うところもある。

今の時代、権力者の誰かの英断で完全なトップダウンで全てつくるといっても出来ない。一方で自然発生的にいいまちができればよいと思うが、実際は難しい状況にあり、放置するとどんどん悪い方向に進んでいってしまうため、

どうすればよいのかが今の悩みである。

ヨーロッパの話では、産業革命の時に相当壊れて、色々な議論して反省し、何度も都市計画やまちづくりに関して議論を実施したことでつくられたまちがヨーロッパには多くある。ヨーロッパでは、早い時期に切磋琢磨があったことは確かである。非常に滑稽な部分も出てきて、木を一本切ることや小屋一戸建てるのにダメだということも起きるが、そのことでみんなが自覚をしていくことがある程度できてくると思う。

**D 委員）** 私達が策定している景観計画の大筋のイメージはどの辺に位置するのかと思っていた。その中で非常に強い規制から緩やかな規制だが、住民がそういう方向に動き大きなムーブメントみたいな形になって出来ている様なまちなみも、色んな景色として評価されたものがある。その中で取り入れていける様な方向やヒントがあるのではという気がしていた。

**委員長）** どっちをモデルにするのも難しい。まだ答えがはっきり見えていない段階では、地域の住民全員が地域ごとのイメージを高めていくしかないのかと思う。誰かがトップダウンで実施していくことも上手くいかない。現在は、その土しか使用できない状況ではなく、世界中から材料を持って来れる状況の中で、自分たちに規制をかけていくことは一方では悩みである。

自由な中でも、縛っているものは土地である。地区や場所ごとの地域、風土、文化、価値観などに立ち返り、「そこから見えるものは何か。」ということは、地域でしか考えられないことである。そこで答えがそれぞれに出てくることを形にしていくために、行政が支援していくことしかできないと思う。一律にこういう街がいい街だというイメージを示して、それに向かって進んで行くことは難しいと思う。

**副委員長）** 景観重要建造物や樹木の指定については、なるべく公共が持っているものについては例示でもよいから盛り込んでもらいたい。来年度推進に向けて議論するが、今は市全体の視点から景観計画の内容を詰めており、今度は地域ごとに自分たちで自分たちの計画、こうしていきたいという動きがある所で、それをどういう風に景観計画の中で位置づけていくことは、第 6 章の景色づくりの推進に向けてという所で書かれるべき内容だと思うので、ここで議論され

た内容が反映されるとよいと思う。

余談だが、鈴鹿市の景観計画の策定委員長で、審議会の会長もやらせてもらっている。今回偶然、建築士の立場として参加していた委員さんで、景観計画策定委員会で一緒に議論していて、一生懸命議論してそれなりの計画が策定できた。その委員さんから今朝メールがきて、今回は仕事で宅地造成の関係する仕事をやっていて景観協定を策定したいと市に相談に行ったら、担当者が代わっていて全く景観計画を理解していなかった。わざわざ事業者側から景観のことを考えて、景観計画の中に盛り込まれていることに関連させてやりたいと行ったのに、それはけしからんという話になった。結局、私の知らない間に担当者が代わり、私も担当者がどのような方か知らないが、せっかく策定した景観計画の趣旨や背景、経緯などが、人事異動で継承されないという悲しい事態であった。これはまずいということで、審議会を開催し、計画を策定して1年弱が経過した中で、届出や助言の事例もあると思うので、1年のレビューをして上手く実施できていないところは改善していきましょと、いうことをやろと思っているが、そういうことがないようにして頂きたい。担当者が代わることはあるため、担当者が代わる時には継承して、変なことをしていたら市民からちゃんとやれと言えるような環境になればと思っている。いくらよい計画を策定しても運用の所でつまづいてしまうともったいない。

**E 顧問)** 資料 2 の 78 ページの屋外広告物の事項で、計画の中に屋外広告物条例の制定についても検討しますと示されていることは、県としては非常にうれしいことである。県として屋外広告行政をやっていて感じるのは、なかなか極め細かいことは出来ない。地域にあった規制内容や取り締まりが出来ていないという実体を痛感している。そういった意味で、市町村レベルで取り組んでいただくことがよいのかなと思う。建物がよくなっても看板が乱立していたら意味がないため、地域にあった独自の規制内容、規制もあれば禁止区域とか許可区域など色々と禁止のレベルが違うため、極め細かく地域の実情にあった形で考え、実施されることがよいのかなと思っている。県下ではあまり市町村で条例を策定している所がないため、県も一緒に考えたいと思っているため、策定する動きがある時には県も一緒に進みたいと思っている。

**F 顧問)** ヨーロッパの話にもあったが、景色は住民が今の景色をどう思ってい

るか、みんなが大切だと思っていれば、それが継続される。結局住民の人たちの求心力の方向に向いているかが、大事だと思う。住民の力でしか、今ある景色をそのまま保っていくことは出来ないと思う。住民の気があれば、関係ない人が何かを実施する場合は、圧力をかけて景色を守っていくことになる。そのため、計画を策定し地元にも下ろしていく際に、何とか住民の人たちが、その方向に向けるような方策を取ってもらい、今が良いなら守り、変えていきたいというならその方向に進んで行けばよいと思う。

鈴鹿市の例でもあったが、行政だと担当者が代わって全然計画について知らない人が来るというのはよく起こる話である。しかし、景色は「継続は力なり」で一度途切れたら価値が無くなってしまい、変な方向に行ってしまうことがある。そのため、市の担当者が意識を出来るように市の内部で連絡会のようなものを設置して、景色に関して各部署で色々な事業を管理している中で、それをどういう方向で実施していくのかという方針を確認する意味でそういう場を設ければ、少なくとも会議の前に担当者は勉強をするため、継続は出来るのかなと思う。そのような場面に追い込まれて勉強しないと、色々な業務がある中で景観は一部であるため、恐らく継続されず、計画を策定して終わりにになってしまう。一人が考えるのではなく、各担当の方みんながそれぞれの部署で景色を考えて実施し、確認する場として連絡会を用いたらどうかと思う。

**委員長）** 重要な指摘であり、その部分がないと絵に描いた餅になってしまう。

**G委員）** 前回、みどりの関係で樹木と言っていたが、街路樹が植えてある所とそうでない所の温度測定をやりたいと思っている。清水先生がモニタリングした方がよいとおっしゃったため、今年は実行したいと思っている。結果が出たらご報告したい。先日、愛知県で「あいち森とみどりづくり事業」で「碧南市民環境会議」の方で申し込んで実施している。先日報告会があり、その席で碧南市は10グループ中7番目に報告させてもらい、その際に質疑応答でこのグループがこの事業に一番理念に合っていると褒めていただいた。みどりは、とても大事で、景色の中にみどりがないととても殺風景になってしまうため、力を入れていきたいと思っている。

**H委員）** 建築に関わった仕事をしており、建物は景色の大きな要素になってく

と思う。行政とお客さんの間に入って仕事をしており、どこでも立派な計画を策定しているが、一般の方へのPRなど、もっと今の準備段階から色々な部分で市民を巻き込んでいく方法を取っていかないと、実際の現場で業務として実施する場合は難しい場面が出てくる。細かい部分ではなく、碧南市としてこのような方針で考えている、地元でこのように考えていると知るための機会を設けて頂いて、今の計画段階でも色々な会合を持って市民の色々な意見を吸い上げてもらおうと、市民の意識が生まれてくると思う。このような形を取ることがいいまちづくりの基本かなと思う。規制があるため、規制に合わせてつくればよいということではなく、みんなでいいまちづくりをして行こうという意識を持ってもらわないと、なかなか難しい部分があると思う。なるべく色々な機会やPRを行ってもらいたい。

**G 委員）** あいち森とみどりづくり事業の報告会の際に、碧南市民環境会議主催で環境基本計画を策定した際にプロジェクトを実行するため出来た会議で活動をしていると説明した。その際に、半田市役所の方に環境基本計画を策定している自治体は色々あるが、実行しようと市民が行政と一緒に動いている自治体はないため、どのようにできたのかと質問された。やはり計画を策定して実行していくためには、ある程度市民を巻き込んだり、関心を持ってもらわないといけないと感じた。

**委員長）** 私も一昨年まで碧南市の各地区を廻ってリサーチしていた際には、市民の方とよく会話をしたため何となく実感があつた。今年度は、私が碧南市に来ているのは会議だけであつたため、ちょっと抽象的な感じになってしまって、少し地道な活動を継続していく形を作らないとダメだと思った。

**A 委員）** 景色づくりについての環境や規制が市民一般に行き渡っていれば、市民が納得した中で景色づくりを行っていける。

**委員長）** 市民には、景観計画の内容自体を説明するのではなく、日常的な活動となる様な仕掛けをしないといけないと思う。

**A 委員）** 西尾市の街路樹は、剪定がとてもよく、碧南市は参考にしてほしい。

碧南市の街路樹の剪定は、可哀想になってしまう。西尾市の方が財政は厳しいと思うが、市民の目につくところは上手く行っている。

**G委員**）碧南市の街路樹は、立っているだけで本来葉が茂るのが木としての本来の姿なのに茂っている時期がなく可哀想であるため、このような姿なら植えなければよいと思ってしまう。

**委員長**）剪定の方法は、市民の方の意見が反映してくるのかもしれない。

### 3. 連絡事項

事務局より、以下のとおり連絡事項をお伝えした。

- ・平成23年度の碧南市景色づくり委員会は、第7回で最後である。
- ・平成24年度の碧南市景色づくり委員会で、第2章、第3章、第6章について審議していく。
- ・平成24年度の碧南市景色づくり委員会の日程等は、改めて詳細をお知らせする。
- ・景観条例は委員会での審議の予定はないが、今後委員会で情報提供していく。

### 4. 閉会

－以上－